第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２５年（フ）第５９４７号
大阪市東成区大今里西２丁目１番５―903号、開始決定時大阪市東成区中本３丁目11番５号
破産者　荒俣　幹弘
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０４１号
大阪市淀川区十八条３丁目12番８号　サフラン文化101号、前住所大阪市淀川区三国本町１丁目15番４―1103号
破産者　由良　浩士
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５７号
堺市東区日置荘田中町151―６、住民票上の住所大阪府門真市宮前町８番９号
破産者　西出　壽子
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５０号
大阪市西区新町３丁目６番17―1103号
破産者　阿部　伸明
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７６号
大阪府和泉市室堂町324―11、住民票上の住所大阪市福島区野田２丁目８番15号
破産者　早川　明伸
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４１５号
大阪府松原市上田７丁目７番２号
破産者　小島　　涼
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５４９号
兵庫県相生市那波西本町14番38号、前住所大阪市淀川区三国本町１丁目14番32―1504号
破産者　奥吉　　信
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５６６号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ３―1302号
破産者　松浦　好伸
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９０号
大阪市鶴見区放出東３丁目６番２―1115号、事業所所在地大阪府門真市江端町39番15号　生活創造館Ａｓ内
破産者　お好み焼きどんこと　中川　敬司
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６３１号
京都府南丹市日吉町胡麻ミロク83―６、住民票上の住所京都府宇治市木幡金草原14番地の４
破産者　小野　政廣
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７２３号
大阪市平野区瓜破東５丁目８番10号
破産者　谷本　恵造
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７１号
大阪府富田林市藤沢台６丁目23番13号107
破産者　小西　哲男
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７０号
神戸市須磨区北落合６丁目２番２―704号
破産者　幸永電化サービスこと米永貴雄こと　宋　　貴雄
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８３号
兵庫県加古郡稲美町六分一1179―162、住民票上の住所神戸市西区櫨谷町栃木214番地の１
破産者　星山元子こと　孫　　鳳愛
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
熊本市北区大窪４丁目４番25号
破産者　上田　邦博
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９３号
鹿児島県鹿児島市真砂町57番10号　藤崎ビル402号
破産者　小山　眞司
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９４号
鹿児島県鹿児島市真砂町57番10号　藤崎ビル402号
破産者　小山　惠子
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
北海道旭川市神楽岡11条３丁目３番10号
破産者　万代　英樹
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部